

提 供 日 2026/09/18
タイトル 本県及び県内市町の健全化判断比率等の状況
担 当 財務部 財政課
連 絡 先 財政課企画班 市町行財政課財政班
TEL 054-221-2038（財政課）、2055（市町行財政課）



「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく、本県及び県内市町の健全化判断比率及び資金不足比率は、次のとおり。

1 県分

(1) 令和7年度決算に基づく本県数値 (単位：%)

指 標	R 7 決算	R 6 決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	3. 7 5	5. 0 0
連結実質赤字比率	—	—	8. 7 5	1 5. 0 0
実質公債費比率	1 4. 3 (4 1 位)	1 4. 3 (4 1 位)	2 5. 0	3 5. 0
将来負担比率	2 3 0. 1 (4 1 位)	2 3 4. 1 (4 1 位)	4 0 0. 0	—
資金不足比率	—	—	2 0. 0	—

※ ()は総務省公表の全国順位、令和7年度の全国順位は速報値。

(2) 健全化判断比率の状況

指 標	状 況
実質赤字比率	・ 早期健全化基準（3.75%）を下回り健全な状況 ・ 収入が支出を上回っているため、実質赤字額はない
連結実質赤字比率	・ 早期健全化基準（8.75%）を下回り健全な状況 ・ 収入が支出を上回っているため、連結実質赤字額はない
実質公債費比率	・ 早期健全化基準（25.0%）を下回っているが、他の都道府県より高い水準 ・ 資金手当債など交付税措置のない県債残高の増加等により、指標が高止まりしている
将来負担比率	・ 早期健全化基準（400.0%）を下回っているが、他の都道府県より高い水準 ・ 将来負担額の大宗を占める県債残高が多く、指標が高止まりしている

(3) 資金不足比率の状況

本県の6つの公営企業会計は、いずれも資金不足額がないため、資金不足比率はない。

2 市町分

(1) 健全化判断比率

指 標	状 況
実質赤字比率	いずれの市町も 実質収支が黒字であるため、実質赤字額はない
連結実質赤字比率	いずれの市町も 連結実質収支が黒字であるため、連結実質赤字額はない
実質公債費比率	いずれの市町も 早期健全化基準25.0%を下回っており、健全な状況
将来負担比率	いずれの市町も 早期健全化基準350.0%を下回っており、健全な状況

(2) 資金不足比率

いずれの地方公営企業会計も資金不足額がないため、資金不足比率はない。

県内市町における令和7年度決算に基づく健全化判断比率等（速報）

1 健全化判断比率

（単位：％）

団体名	指 標		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	早期健全化	財政再生	財政規模に応じて 11.25%～15%	財政規模に応じて 16.25%～20%	25.0	350.0 (指定都市400.0)
			20.00	30.00	35.0	
静岡市					5.3	25.1
浜松市					2.6	—
沼津市					3.9	20.9
熱海市					4.2	—
三島市					6.6	33.2
富士宮市					3.4	—
伊東市					6.6	—
島田市					5.2	3.0
富士市					5.7	51.2
磐田市					0.2	7.8
焼津市					5.6	—
掛川市					7.3	15.3
藤枝市					4.6	—
御殿場市					9.5	17.9
袋井市			赤字無し	赤字無し	4.8	64.7
下田市					7.2	53.7
裾野市					11.2	21.2
湖西市					5.3	28.5
伊豆市					7.3	57.9
御前崎市					3.7	0.2
菊川市					7.0	—
伊豆の国市					7.3	25.7
牧之原市					5.8	—
東伊豆町					6.9	7.8
河津町					5.2	—
南伊豆町					5.7	—
松崎町					5.3	—
西伊豆町					4.5	—
函南町					5.3	38.9
清水町					5.5	19.9
長泉町					5.9	18.0
小山町					10.6	73.1
吉田町					9.4	5.0
川根本町					3.0	3.3
森町					12.0	38.2
加重平均			—	—	4.8	6.8

※将来負担比率は、算定上マイナスとなる場合（充当可能財源≧将来負担額の場合）は、「—」と表示する

2 資金不足比率（経営健全化基準：20%以上）

いずれの地方公営企業（全123会計）も資金不足額がないため、資金不足比率はない